

帯広市コミュニティ施設広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市コミュニティ施設広告掲出要領（平成25年4月1日制定。以下「要領」という。）の実施の細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第3条第1項に規定する指定広告掲出位置及び同条第2項に規定する種類等は、次のとおりとする。

種類	掲出位置	規格	募集枠数	募集担当課
帯広市緑西コミュニティセンター	1階ホール (壁面)	B2版パネル (縦728mm×横515mm)	1枠	市民福祉部 地域福祉室 市民活動課

2 広告掲出の具体的な位置については、別図のとおりとする。

(広告募集の時期、方法等)

第3条 要領第6条の広告の募集の時期は、毎年2月とする。ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

2 要領第6条の広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市のホームページその他の広報媒体により周知するものとする。

3 広告の募集の単位は、4月から翌年3月までの期間において、1か月を単位とするものとし、最長で12か月までとする。

(広告掲出申込者が直接応募する場合の選定)

第4条 広告掲出申込者は、帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）第4条各号に該当しないものとする。

2 広告掲出申込者は、次の書類を提出し、帯広市コミュニティ施設広告掲出に関する広告掲出者としての選定を受けなければならない。

(1) 帯広市コミュニティ施設広告掲出申請書（別記様式第1号）

(2) 帯広市コミュニティ施設広告掲出に係る税情報確認承諾書（別記様式第2号）又は市税完納証明書

(3) 会社登記簿等の帯広市内に本支店を置いていることを示す書類

- (4) 行政財産使用許可申請書（別記様式第3号）
- (5) その他コミュニティ施設館長等が必要と認めた書類

（広告代理店の選定）

第5条 要領第9条第1項の広告代理店は、基準第4条各号に該当しないもののほか、次の要件を満たす広告代理店とする。

- (1) 帯広市内に本支店を置き人員を配置しているもの
- (2) 帯広市の競争入札参加資格登録をしているもの

2 要領に基づく広告掲出を取り扱おうとする広告代理店は、次の書類を提出し、帯広市コミュニティ施設の広告掲出に関する取扱広告代理店としての選定を受けなければならない。

- (1) 帯広市コミュニティ施設広告掲出取扱広告代理店申請書（別記様式第4号）
- (2) 帯広市コミュニティ施設広告掲出に係る税情報確認承諾書（別記様式第2号）又は市税完納証明書
- (3) 会社登記簿等の広告事業を営むものであり、帯広市に本支店を置いていることを証する書類
- (4) 行政財産使用許可申請書（別記様式第3号）
- (5) その他コミュニティ施設館長等が必要と認めた書類

3 広告代理店の選定は必要に応じて行うこととし、募集時期については市のホームページ等で周知するものとする。

4 取扱広告代理店に決定した広告代理店は、その決定通知又はその写しを携行し、広告募集の際、広告掲出を希望する企業等の求めに対し掲示できるようにするものとする。

（選定委員会）

第6条 前3条の規定により書類を受けたときは、次の構成員による選定委員会を開催し、前4条及び前5条掲出の可否を決定し、決定通知書（別記様式第5号及び第6号）によりその結果を当該掲出申込者に通知するものとする。

- (1) コミュニティ施設館長又は所長
- (2) 市民福祉部地域福祉室市民活動課市民活動係長
- (3) その他コミュニティ施設館長等が必要と認める者

2 掲出申込者の数が募集枠数を上回った場合は、選定委員会において掲出者の選定または掲出期間の調整等を行う。

(広告掲出料及び使用料)

第7条 要領第13条第1項に基づき、コミュニティ施設広告パネルの広告掲出料及び使用料の合計額は、1枠につき月額6,300円とする。

(様式)

第8条 要領第21条の様式は、別記様式第1号から別記様式第6号までとする。

附則

この細目は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この細目は、令和4年1月24日から施行する。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号